

津幡町選挙管理委員会告示第16号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項の規定により投票管理者を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定によりその職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任した。

令和8年1月27日

津幡町選挙管理委員会

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住所	氏名	住所	氏名	
津幡町	勝嶋 隆	津幡町	田中 圭	1月28日
津幡町	中島 勉	//	//	1月29日
津幡町	西川 明美	//	//	1月30日
津幡町	大田 新太郎	//	//	1月31日
津幡町	太田 和夫	//	//	2月1日
津幡町	松岡 章文	//	//	2月2日
津幡町	西川 明美	//	//	2月3日
津幡町	板坂 順子	//	//	2月4日
津幡町	勝嶋 隆	//	//	2月5日
津幡町	葉名 貴江	//	//	2月6日
津幡町	太田 和夫	//	//	2月7日